

東京都写真美術館条例（平成二年東京都条例第二十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																						
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （利用料金の減額又は免除） 第八条（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （利用料金の減額又は免除） 第八条（略）</p>																						
<p>2 指定管理者は、前項に定める減額又は免除を行うに当たっては、使用し、及び観覧しやすい利用料金となるよう配慮するものとする。</p>	<p>（新設）</p>																						
<p>第九条から第二十二條まで（現行のとおり） 別表第一（第五条関係）（現行のとおり） 別表第二（第七条、第十九条関係）（現行のとおり） 別表第三（第七条、第十九条関係）</p>	<p>第九条から第二十二條まで（略） 別表第一（第五条関係）（略） 別表第二（第七条、第十九条関係）（略） 別表第三（第七条、第十九条関係）</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">利用料金（観覧）（一人一回につき）</th> </tr> <tr> <th>個 人</th> <th>団体（二十人以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>高齢者（六十五歳以上の者）をいう。備考二において同じ。及び若者</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利用料金（観覧）（一人一回につき）		個 人	団体（二十人以上）	一般	（現行のとおり）	（現行のとおり）	高齢者（六十五歳以上の者）をいう。備考二において同じ。及び若者	（現行のとおり）	（現行のとおり）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">利用料金（観覧）（一人一回につき）</th> </tr> <tr> <th>個 人</th> <th>団体（二十人以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>高齢者（六十五歳以上の者）をいう。備考二において同じ。及び生徒</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利用料金（観覧）（一人一回につき）		個 人	団体（二十人以上）	一般	（略）	（略）	高齢者（六十五歳以上の者）をいう。備考二において同じ。及び生徒	（略）	（略）
区 分		利用料金（観覧）（一人一回につき）																					
	個 人	団体（二十人以上）																					
一般	（現行のとおり）	（現行のとおり）																					
高齢者（六十五歳以上の者）をいう。備考二において同じ。及び若者	（現行のとおり）	（現行のとおり）																					
区 分	利用料金（観覧）（一人一回につき）																						
	個 人	団体（二十人以上）																					
一般	（略）	（略）																					
高齢者（六十五歳以上の者）をいう。備考二において同じ。及び生徒	（略）	（略）																					
<p>備考</p> <p>一 若者とは、十八歳以上二十六歳未満の者をいう。ただし、高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。</p> <p>二 一般とは、高齢者及び若者（前号ただし書に規定する者を含む。）以外の者をいう。ただし、十八歳未満の者を除く。</p>	<p>備考</p> <p>一 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学校に在学するものを除く。</p> <p>二 一般とは、高齢者及び生徒（前号ただし書に規定する者を含む。）以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く。</p>																						